

日 銀 業 第 2 6 6 号  
2 0 2 1 年 5 月 2 5 日

日 銀 ネット 利 用 先 御 中

日 本 銀 行 業 務 局

端末認証装置等の貸与物件の郵送による交付にかかるご案内

日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」といいます。）の利用に当たって必要な貸与物件のうち、手交が原則となっている端末認証装置等の交付に郵送を利用する場合の取扱いについて、以下のとおりご案内いたします。

現在、日銀ネット利用先への端末認証装置等の交付（具体的な対象は下記1.をご覧ください。）については、原則として手交によることとしていますが、予め日銀ネット主管店に連絡することで、郵送により交付することも可能となっています。

そこで、今般、新型コロナウイルス感染症にかかる足許の状況を踏まえ、端末認証装置等の交付に郵送を利用する場合の具体的な取扱いをあらためて整理しました。

つきましては、下記2. の点にもご留意いただいたうえで、郵送を利用した取扱いについてご協力をお願いいたします。

—— なお、下記1. 以外の、各種発行・抹消依頼書や日本銀行に返却いただく貸与物件についても郵送可能ですので、申し添えます。

## 記

### 1. 対象となる貸与物件

郵送による交付の対象となる貸与物件は以下のとおりです。

- 端末認証装置
- 権限者登録カード
- 権限者カード（権限者未登録）

### 2. 郵送にかかる留意点

1. の貸与物件について郵送による交付を希望する場合には、以下の点にご留意ください。

- 発行依頼書等の提出の際に、返信用の「レターパック」（レターパックプラス<520円>）を1部同封（折り曲げ可）してください。  
—— 「レターパック」には、「お届け先」を予め記入しておいてください（「ご依頼主」欄は提出を受けた日銀ネット主管店において記入するため記入不要）。
- 貸与物件の受領後、予め送付済の引換証を返送していただきます。
- 端末認証装置とそれ以外の貸与物件は、それぞれ別送しますので、端末認証装置を含む複数種類の貸与物件の郵送を希望される際は、「レターパック」の必要部数を、予め日銀ネット主管店にご確認ください。

以 上

<本件に関する照会先>

日本銀行業務局総務課営業・国債業務企画グループ 03-3277-1444